

氏 名 堀江 勇気

登録番号 第 01050048 号

事務所名称 堀江社会保険労務士事務所

事務所所在地 北海道札幌市中央区北4条西 27 丁目1番 38 号

所属社会保険労務士会 北海道社会保険労務士会

処分内容 2か月の社会保険労務士の業務の停止  
(令和6年3月 19 日から2か月)

処分理由 自身の社会保険労務士事務所を退職した労働者Aあて令和4年3月 10 日付けで郵送した書面において脅迫に当たる文言を記載し、同労働者から警察に被害届を提出された結果、令和5年8月4日付けで脅迫罪で起訴され、同年8月8日付けで札幌簡易裁判所から罰金 10 万円の略式命令を受け、同日刑が確定したものである。

以上の行為は、社会保険労務士法第 25 条の3に定める懲戒処分事由である「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当するものである。